

変更点一覧

ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2サービス利用規約(ひまわりネットワークエリア)

現行	改正				
第1条（総則） 1. ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、別に定める放送サービス約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) 並びにこのケーブルプラスSTBケーブルプラスSTB-2サービス利用規約（以下、「本規約」といいます）に基づき、ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB2サービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。	第1条（総則） 1. ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、別に定める放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款)、ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2サービス利用規約（以下、「本規約」といいます）に基づき、ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB2サービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。				
第2条（用語の定義） 1. この約款において使用する用語の意味は、放送サービス約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使⤵用します。 <table><tr><td>3、提携事業者</td><td>トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者</td></tr></table>	3、提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者	第2条（用語の定義） 1. この約款において使用する用語の意味は、放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使⤵用します。 <table><tr><td>3、提携事業者</td><td>トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびJCOM株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者およびJCOM株式会社が提携した事業者</td></tr></table>	3、提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社および JCOM株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者およびJCOM株式会社が提携した事業者
3、提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者				
3、提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社および JCOM株式会社およびKDDI株式会社が提携した事業者およびJCOM株式会社が提携した事業者				
第3条（規約の適用） 1. 本規約は、当社が提供するケーブルプラスSTBサービスに関し適用されるものとします。 2. 本規約の規定が放送サービス約款、インターネット約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) の規定と矛盾または抵触する場合は、放送サービス約款、インターネット約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。 3. 当社は、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、ケーブルプラスSTBサービスの条件は変更後の規定によるものとします。	第3条（規約の適用） 1. 本規約は、当社が提供するケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB2サービスに関し適用されるものとします。 2. 本規約の規定が放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) の規定と矛盾または抵触する場合は、放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。 3. 当社は、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービスの条件は変更後の規定によるものとします。				
第4条（提供するサービス） 1. 当社および提携事業者は、ケーブルプラスSTBサービスの加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。 (1)当社が提供するサービス 2. 当社は、放送サービス約款、インターネット約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) ならびに本規約に基づき、ケーブルプラスSTBを設置します。 (2) 提携事業者が提供するコンテンツ 2. ①セキュリティソフトウェア（ウイルスバスター） ケーブルプラスSTBを利用いただく場合は、セキュリティソフトウェアが自動的に利用開始となることを承諾していただき、トレンドマイクロ株式会社が別に定めている「ウイルスバスター f o r a u」使用許諾契約書および注意事項を遵守していただきます。	第4条（提供するサービス） 1. 当社および提携事業者は、本サービスの加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。 (1)当社が提供するサービス 当社は、放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) ならびに本規約に基づき、ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB2を設置します。 (2) 提携事業者が提供するコンテンツ ①セキュリティソフトウェア（ウイルスバスター） 本サービスを利用いただく場合は、セキュリティソフトウェアが自動的に利用開始となることを承諾していただき、トレンドマイクロ株式会社が別に定めている「ウイルスバスター f o r a u」使用許諾契約				
第5条（a u I Dの提供） 1. ケーブルプラスSTBの利用には、K D D I 株式会社が提供する「a u I D」が必要となります。 2. 加入者は、ケーブルプラスSTBを利用する場合は、K D D I 株式会社が別に定める「a u I D利用規約」に同意していただきます。また、ケーブルプラスSTB1 台につき1 個の「a u I D」をあらかじめ提供しますので、申込み時に暗証番号を設定していただきます。	第5条（a u I Dの提供） 1. 本サービスの利用には、K D D I 株式会社が提供する「a u I D」が必要となります。 2. 加入者は、ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB2を利用する場合は、K D D I 株式会社が別に定める「a u I D利用規約」に同意していただきます。また、ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB21 台につき1 個の「a u I D」をあらかじめ提供しますので、申込み時に暗証番号を設定していただきます。				

3. 加入者は、ケーブルプラスSTB上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のため、前項で払い出された「a u I D」が 設定されているケーブルプラスSTBの機器情報を、当社がK D D I 株式会社へ提供することについて承諾いただきます。	3. 加入者は、ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB2上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のため、前項で払い出された「a u I D」が 設定されているケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB2の機器情報を、当社がK D D I 株式会社およびJ C O M株式会社へ提供することについて承諾いただきます。
第6条 （ケーブルプラスSTB本サービスの提供条件） 2. ケーブルプラスSTBサービスの申込みは、放送サービス約款、インターネット約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) および本規約を承諾し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上、当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。	第6条 （本サービスの提供条件） 2. 本サービスの申込みは、放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) および本規約を承諾し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上、当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。
第7条 （ケーブルプラスSTB本サービスの料金） 1. 加入者は、別表に定める料金表に従ってケーブルプラスSTBサービスの利用料を支払うものとします。 2. 加入者は加入者の責めによらない事由により、ケーブルプラスSTBの利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。 3. 当社は、ケーブルプラスSTBサービスの料金を変更することがあります。 4. 支払方法その他については、放送サービス約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) に基づいて取り扱います。	第7条 （本サービスの料金） 1. 加入者は、別表に定める料金表に従って本サービスの利用料を支払うものとします。 2. 加入者は加入者の責めによらない事由により、本サービスの利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。 3. 当社は、本サービスの料金を変更することがあります。 4. 支払方法その他については、放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) に基づいて取り扱います。
第8条 （責任の制限） 1. 当社はケーブルプラスSTB本サービスの内容を変更または終了することがあります。変更または終了によっておこる損害の賠償には応じません。 2. 当社は、ケーブルプラスSTB本サービスの中断、天災、事変その他当社の責めによらない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。 3. 当社は、ケーブルプラスSTB本サービスの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害（第4条第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を含む。）、およびケーブルプラスSTB本サービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者と間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないのとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。 4. 当社は、ケーブルプラスSTB本サービスを提供すべき場合において、当社の故意また重大な過失よりケーブルプラスSTB本サービスの提供をしなかったときは放送サービス約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) に従い、その加入者の損害を賠償します。	第8条 （責任の制限） 1. 当社は本サービスの内容を変更または終了することがあります。変更または終了によっておこる損害の賠償には応じません。 2. 当社は、本サービスの中断、天災、事変その他当社の責めによらない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。 3. 当社は、本サービスの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害（第4条第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を含む。）、および本サービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者と間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないのとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。 4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意また重大な過失より本サービスの提供をしなかったときは放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款) に従い、その加入者の損害を賠償します。
第9条 （免責事項） 1. ケーブルプラスSTBサービスに関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条の規定よるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。 (1) ケーブルプラスSTBに接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等（蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。）の消失、破損等が生じた場合。また、ケーブルプラスSTB等機器の交換や撤去を行った際に、録画物が消失した場合 (2) ケーブルプラスSTB（蓄積、記録用媒体党）に保存されて各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合 (3) ケーブルプラスSTBサービスと連携する加入者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常作動しなかったことにより不具合が発生した場合。また、タブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の故障等による障害が発生した場合 2. 加入者は、ケーブスプラスSTBサービス提供期間中、当社から貸与された機器を自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。	第9条 （免責事項） 1. 本サービスに関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条の規定よるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。 (1) ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2に接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等（蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。）の消失、破損等が生じた場合。また、ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2等機器の交換や撤去を行った際に、録画物が消失した場合 (2) ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2（蓄積、記録用媒体党）に保存されて各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合 (3) 本サービスと連携する加入者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常作動しなかったことにより不具合が発生した場合。また、タブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の故障等による障害が発生した場合 2. 加入者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。

3. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラスSTB「a u I D」の使用状況は、サービス及び設備の保持、維持、向上を目的とし、個別の識別、特定ができないよう加工した統計資料としたうえで「a u I D」を発行しているKDD I 株式会社へ提供するものとします。	3. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2の「a u I D」の使用状況は、サービス及び設備の保持、維持、向上を目的とし、個別の識別、特定ができないよう加工した統計資料としたうえで「a u I D」を発行しているKDD I 株式会社およびJ C O M株式会社へ提供するものとします。
第 1 0 条（ケーブルプラスSTB本サービスの停止および解除） 1. 当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対しケーブルプラスSTBのSTBのサービス提供停止、またはケーブルプラスSTBサービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。 (2) ケーブルプラスSTBサービス提供を妨害した場合 (3) 本規約または放送サービス約款、インターネット約款のいずれかに違反した場合 (4) ケーブルプラスSTBの利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合 2. 加入者が、当社指定特定分譲地サービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したとき、または当社放送サービスまたはインターネット接続サービスの両方またはどちらか一方をご解約したときケーブルプラスSTBサービスも同時に解約するものとします。 3. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が提供したケーブルプラスSTBを撤去いたします。撤去および必要機器への交換費用は放送サービス約款、インターネット約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款)等に定める料金が適用されるものとします。	第 1 0 条（本サービスの停止および解除） 1. 当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対しケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2のSTBのサービス提供停止、またはケーブルプラスSTB本サービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。 (2) 本サービス提供を妨害した場合 (3) 本規約または放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款のいずれかに違反した場合 (4) ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2の利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合 2. 加入者が、当社指定特定分譲地サービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したとき、または当社放送サービスまたはインターネット接続サービスの両方またはどちらか一方をご解約したとき本サービスも同時に解約するものとします。 3. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が提供したケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2を撤去いたします。撤去および必要機器への交換費用は放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款)等に定める料金が適用されるものとします。
第 1 1 条（個人情報の取り扱い） 1. 当社の保有する加入者個人情報については当社が別途定める「個人情報の取り扱いについて」および放送サービス約款、インターネット約款に基づいて適正に取り扱います。	第 1 1 条（個人情報の取り扱い） 1. 当社の保有する加入者個人情報については当社が別途定める「個人情報の取り扱いについて」および放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款に基づいて適正に取り扱います。
第 1 2 条（協議等） 1. 本利用規約に定めのない事項については、放送サービス約款、インターネット約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款)を適用するものとします。	第 1 2 条（協議等） 1. 本利用規約に定めのない事項については、放送サービス契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ひまわりアパートメント約款(利用約款)を適用するものとします。
付則（実施期日）	付則（実施期日） 本規約は、2024年1月 1 日より実施いたします。
別表 ※光レギュラー、光劇スポ、光ハッピー、光レギュラーMパッケージ、光劇スポMパッケージ、光ハッピーMパッケージ、光パック1ギガトリプル、光レギュラー＋4Kスポーツ、光劇スポ＋4Kスポーツ、光ハッピー＋4KスポーツのケーブルプラスSTB -2＋HDDは場合、1台目は月額利用440円。2台目以降はケーブルプラスSTB -2＋HDD 1 台につき月額利用料1,430円。	別表 ※光レギュラー、光劇スポ、光ハッピー、光レギュラーMパッケージ、光劇スポMパッケージ、光ハッピーMパッケージ、光パック1ギガトリプルの場合、1台目は月額利用440円。2台目以降はケーブルプラスSTB -2＋HDD 1 台につき月額利用料1,430円。

変更点一覧

ひまわりエリア
ケーブルプラス電話利用規約

現行		改正	
第1条 総則	1. ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、KDD I 株式会社（以下「KDD I」といいます）が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款（以下「約款」といいます）およびこの「ケーブルプラス電話利用規約」（以下「本規約」といいます）に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス（以下、「本サービス」といいます）に関する端末設備の提供および当社所定の工事を行います。	第1条 総則	1. ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、KDD I 株式会社 および JCOM株式会社 （以下 あわせて 「KDD I 等」といいます）が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款（以下「約款」といいます）およびこの「ケーブルプラス電話利用規約」（以下「本規約」といいます）に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス（以下、「本サービス」といいます）に関する端末設備の提供および当社所定の工事を行います。
第5条 利用停止	1. 当社は、KDD I が規定する約款第24条（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）に基づき、本サービスの利用停止をすることがあります。	第5条 利用停止	1. 当社は、KDD I 等 が規定する約款第24条（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）に基づき、本サービスの利用停止をすることがあります。
第8条 KDD I 提供サービスに係る債権の譲渡等	1. 契約者は約款の定めにより支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDD I の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。またこの場合、契約者は当社およびKDD I が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。	第8条 KDD I 等 の提供サービスに係る債権の譲渡等	1. 契約者は約款の定めにより支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDD I 等 の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。またこの場合、契約者は当社およびKDD I 等 が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。
第9条 サポート	1. 契約者は約款の定めにより支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDD I の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。またこの場合、契約者は当社およびKDD I が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。 3. 第1項および第2項にかかわらず、その故障の原因が当社およびKDD I の設備、工事以外による場合には、当社およびKDD I はサポートの責を負いません。	第9条 サポート	1. 契約者は約款の定めにより支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDD I 等 の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。またこの場合、契約者は当社およびKDD I が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。 3. 第1項および第2項にかかわらず、その故障の原因が当社およびKDD I 等 の設備、工事以外による場合には、当社およびKDD I 等 はサポートの責を負いません。
第12条 債権の保全	1. 当社が第6条（工事費等の支払義務）の債権および第8条（提供サービスに係る債権の譲渡等）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。	第12条 債権の保全	1. 当社が第6条（工事費等の支払義務）の債権および第8条（KDD I 等 の提供サービスに係る債権の譲渡等）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。
附則		附則	本規約は2024年1月1日から適用します

光端末設備貸出サービスに関する契約条項

現行		改正	
第5条 責任の範囲	1. 当社は、KDD I が規定する約款第24条（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）に基づき、本サービスの利用停止をすることがあります。	第5条 責任の範囲	1. 当社およびKDD I 株式会社 および JCOM株式会社 （以下「当社等」といいます）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失または毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された本サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。